

20歳がスタート！国民年金

年金は世代と世代の支えあい

今年20歳を迎えられる皆さん、成人おめでとうございます。

国民年金は、すべての公的年金制度の基礎となるもので、日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。学生の方も加入しなければなりません。公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい」のしくみで成り立っています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のため、国民年金に加入し、保険料を納めてください。

納付が困難な方は、学生納付特例や免除申請という制度がありますので、役場住民課または草津社会保険事務所までお問い合わせください。

※20歳を迎えられるすべての方を対象として、20歳の誕生日の前月に、社会保険事務所から「国民年金被保険者調査・資格取得届」(はがき)をお送りしています。必要事項を記入のうえ、社会保険事務所まで返送してください。



年金受給者の皆さまへ 公的年金等の源泉徴収票 が送付されます

社会保険庁から、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けておられる方を対象として、1月下旬に「平成19年分の公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

この「源泉徴収票」は所得税(町県民税)の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は課税対象ではありませんので、「源泉徴収票」は送付されません。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 7784

草津社会保険事務所

国民年金業務課

☎ 077156712220

多重債務に陥らないために

安易に借金をしなると

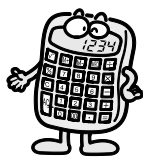
◆多重債務とは？

複数の借入先からの借金が多くなり返済能力を超えた状態で雪だるま式に借金が膨らみ、返済が困難な状態になることを言います。

例えば、100万円を出資法の上限金利29・2%で借りると、5年後の返済額が360万円にも膨らみます。

◆多重債務に陥らないためには…

- * 本当に必要なお金(もの)ですか？
- * もつすでに、ほかで借りていませんか？
- * 金利計算はしましたか？
- * 借金返済のための借金ではないですか？
- * 返済計画はしっかり立っていますか？
- * その金融業者から借りても大丈夫ですか？



どうしても借金が返せなくなったら

ひとりで悩まず、弁護士などの専門家に相談しましょう

* 滋賀弁護士会

(30分無料) 初回のみ

☎ 0775223238

* 滋賀県司法書士会

(60分無料) 初回のみ

☎ 0775275545

こんな手口に注意

- ・保証金詐欺(貸します詐欺) 融資のための保証金や保険料が必要などいってお金を振り込ませる手口
- ・押し貸し 契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する手口

ヤミ金融からは

絶対に借りないで

ヤミ金融とは、出資法を無視した法外な金利で融資して、脅迫と嫌がらせをします。一度、ヤミ金融業者と関わりをもってしまうと縁を切るのが大変ですので、絶対に借り入れないようにしましょう。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当

☎ 6578 有線 7784

* 滋賀県東近江地域振興局地域振興課
消費生活相談窓口 ☎ 7704